

京都市上下水道局組織及び事務処理規程等の一部を改正する規程を公布する。

平成30年5月2日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

京都市上下水道局管理規程第2号

京都市上下水道局組織及び事務処理規程等の一部を改正する規程
(京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部改正)

第1条 京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表北部営業所の項中「料金第2係長」の右に「, 料金第3係長」を加え, 同表左京営業所の項を削り, 同条第6項第2号中「京都市北区衣笠東御所ノ内町43番地」を「京都市左京区高野竹屋町4番地1」に改め, 同項第4号を削り, 同項第5号を同項第4号とし, 同項第6号から同項第20号までを1号ずつ繰り上げる。

(京都市上下水道局安全衛生管理規程の一部改正)

第2条 京都市上下水道局安全衛生管理規程の一部を次のように改正する。

第11条各号列記以外の部分中「の各号」を削る。

第13条の見出しを「(局委員会の会議)」に改め, 同条第1項中「召集し, 毎月1回以上開催するものとする」を「必要と認めるとき, 随時招集する」に改める。

第14条第2項中「から第13条まで」を「, 第12条第1項, 第3項, 第4項及び第5項並びに前条」に改める。

第15条に次の2項を加える。

2 事業所安全衛生委員会の委員長は, 別に定める場合を除き, 総括安全衛生管理者とし, 審議事項, 構成及び会議の運営に関する事項については, 第11条並びに第12条第1項, 第3項及び第4項の規定を準用する。

3 事業所安全衛生委員会の会議は, 毎月1回, 定期に開催するものとする。

第16条を削り, 第17条を第16条とする。

別表中「, 左京営業所」を削る。

附 則

この規程は, 平成30年5月7日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)